

エアロスペース人材育成事業業務委託に係る
企画提案競技実施要領

令和7年2月17日 福島県

本事業は、令和7年度の当初予算成立を前提に事業化される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または委託候補者において損害が生じた場合にあっても、県においてはその損害について一切負担しません。

福島県（以下「県」という。）は、エアロスペース人材育成事業業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案競技を実施します。

1 委託業務の概要

(1) 業務件名及び数量

エアロスペース人材育成事業業務 一式

(2) 業務内容

別添 「エアロスペース人材育成事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託契約額の上限

16,431,800円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案競技参加者の資格要件

企画提案競技に参加する者（以下「企画提案競技参加者」という。）は、次に掲げる企画提案競技参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

(1) 福島県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- ① 役員等（企画提案競技参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、企画提案競技参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 審査会実施日から起算して前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 企画提案競技実施日前3年間、国及び地方自治体から情報発信又は本事業に類似する業務の実績があること。
- (11) 本広告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。

3 企画提案競技のスケジュール 概要

令和7年 2月18日（火）から	企画提案競技参加書類の交付
3月 7日（金）午後3時まで	
令和7年 2月28日（金）午後3時まで	質問事項の受付期限
令和7年 3月 5日（水）まで	質問事項の回答
令和7年 3月 7日（金）午後3時まで	企画提案競技参加表明書の提出期限
令和7年 3月14日（金）午後3時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年 3月19日（水）頃	提案競技審査会
令和7年 3月24日（月）頃	審査結果（委託候補決定）の通知

4 企画提案競技に関する手続き

(1) 企画提案競技参加に係る書類の交付

企画提案競技に参加を希望する者は、産業人材育成課ホームページからダウンロードし入手すること。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/>)

なお、令和7年3月7日（金）午後3時を経過した時点で産業人材育成課ホームページから様式を削除する。

(2) 企画提案競技参加表明書の提出（必須）

下記により企画提案競技参加表明書を作成し提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

① 提出期限

令和7年3月7日（金） 午後3時まで（必着）

② 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式1）

③ 提出方法

持参する場合、提出期限（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）内に「10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に提出すること。

郵送する場合にあっては、封筒に「企画提案競技参加表明書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」宛に提出期限内に到着するように送付すること。

(3) 質問事項の受付及び回答

実施要領等に関する質問を下記のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和7年2月28日（金） 午後3時まで（必着）

② 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式2）

③ 提出方法

原則として電子メールにより、「10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に送付すること。

④ 回答期日及び方法

受け付けた質問の要旨とその回答を産業人材育成課ホームページに、令和7年3月5日（水）までに隨時掲載する。

(4) 企画提案書等の提出（必須）

下記により企画提案書等を作成し、提出すること。

① 提出書類

様式については、特に指定がないものについては任意様式とする。

(ア) 企画提案書

様式3－1を表紙に付するとともに、ページ番号を記載し、簡単な目次を付す

ること。企画提案書の様式は任意とするが、業務委託仕様書に基づき漏れなく作成すること。盛り込むべき内容は、事業者の概要（様式3－2）、受託後の業務実施体制書（様式3－3）、実施内容と方法、受託後の実施スケジュール、情報発信又は本事業に類似の業務実績、その他本業務の目的達成のために有効な提案（オプション提案）等とする。

なお、企画提案書は日本工業規格に定めるA4サイズを基本とし、様々な形の書類が含まれる場合には、折り込みするなどして読みやすいように工夫することとする。

- (イ) 事業経費積算書（任意様式）
- (ウ) 役員一覧（様式3－4）
- (エ) 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）
- (オ) 定款等の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- (カ) 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヵ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- (キ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式3－5）

② 提出方法

- (ア) 提出部数
正本1部、副本（写し）5部
- (イ) 提出期限
令和7年3月14日（金）午後3時まで（必着）
- (ウ) 提出方法
持参する場合、提出期限（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）内に「10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に提出すること。
郵送する場合にあっては、封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」宛に提出期限内に到着するように送付すること。
- (エ) 留意事項
企画提案書等は企画提案競技参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

③ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- (ア) 本実施要領等で示す条件に違反した企画提案
- (イ) 虚偽の内容が記載されている企画提案書

(ウ) 企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案

5 経費の計上

(1) 経費の区分

本業務の対象とする経費は、業務遂行に直接必要な経費および事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下の表1とおりとする。

表1

経費項目	内容
I 人件費	本業務に従事する者に対する人件費
II 事業費	
旅費	出張に係る経費
会場費	会議、講演会、表彰式等に要する会場借料等
謝金	審査員、専門家等に対する謝金、講演・原稿執筆に対する謝金等
借料及び損料	機械器具等のリースレンタルに要する経費
消耗品費	備品費に属さない物品の購入に要する経費
印刷製本費	パンフレット等、事業成果報告書等の印刷製本に関する費用
委託費	本業務の一部を他者に行わせるために必要な経費
その他諸経費	本業務での使用が特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費、水道光熱費、翻訳通訳費、文献購入費等
一般管理費	本業務に要した経費としての抽出、特定が困難なもの。人件費と一般管理費を除く事業費の合計に対して10%以下。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・業務内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・その他業務に關係のない経費

(3) 使用可能設備機材等

表2の設備機材等を利用してことで、経費の有効な活用方法を提案してください。

表2 テクノアカデミー使用可能設備機材等

会場	テクノアカデミーの教室・実習場（使用日時は事前要相談）
プロジェクター	1台利用可能
モニター	55インチ4Kモニター
パソコン・タブレット	性能・台数について（要相談）
駐車場	グラウンド及び校内駐車場使用可能
コロナ対策用品	各校パーティー、非接触体温計2台
無線通信環境	Wi-Fi環境あり

学校備品	工具、イス、テーブル、演台、マイク、音響機器など
------	--------------------------

上記表にない機器や設備の有無や各機器のスペックや数量等については、お問い合わせください。

6 委託候補者の決定方法

(1) 審査方法

企画提案による各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定し、契約締結の手続きを行います。（審査基準は下記参照）

なお、本企画提案競技は、説明会及び二次審査（プレゼンテーション）を行わないとため、本実施要領を精読の上、参加してください。

(2) 書面審査

① 審査基準等

【審査基準】【配点】

審査項目	評価基準	配点	加算率
業務遂行			
能力等	業務体制	・各業務の遂行に十分な体制が組まれているか。	1・2・3・4・5 ×2
	スケジュール	・業務が円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。 ・進行管理体制は適切か。	1・2・3・4・5 ×2
	業務実績	・本業務に近い内容の業務の受注実績があるか。若しくは、特筆すべき業務成果はあるか。	1・2・3・4・5 ×2
企画提案			
内容	実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・意欲的な提案内容となっているか。	1・2・3・4・5 ×2
	企画提案 (企画性)	・事業の目的達成にむけて訴求力のある提案となっているか。特に、テクノアカデミーや企業在職者に対して、航空宇宙関連産業に係る効果的な技術付与につながる事業展開となっているか。	1・2・3・4・5 ×3
	企画提案 (企画性)	・在職者に対する技術講習会の内容やその受講者の具体的な募集方法が示されているか。	1・2・3・4・5 ×3
	企画提案 (企画性)	・使用可能施設設備を活用した、具体的で実現性の高い提案とな	1・2・3・4・5 ×3

		っているか。		
	企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があり魅力的な提案となっているか。	1・2・3・4・5	×3

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数（詳細は、別紙審査実施要領による）

(3) 企画提案競技参加者への審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、各企画提案競技参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するとともに、審査結果について、産業人材育成課ホームページにて公表するものとする。

7 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

- ① 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等の内容を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点の者と協議を行うものとする。
- ② 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ③ 企画提案書等に基づく履行ができなかつた場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は受託者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約保証金について

福島県財務規則第229条第1項のいずれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除

する。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 企画提案競技参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案競技参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案競技参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画提案競技参加者に対して企画提案等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案競技参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

9 その他

- (1) 企画提案競技への参加に要する経費は、全て企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (2) 企画提案競技参加者が県に提出した書類は返却しない。

10 企画提案競技担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

福島県商工労働部産業人材育成課（担当：星）

所 在 地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電 話 番 号 024-521-7829
F A X 024-521-7932
電子メールアドレス jinzai@pref.fukushima.lg.jp